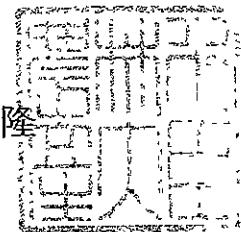




21消安第11441号  
平成22年1月18日

農業資材審議会  
会長 土肥 一史 殿

農林水産大臣 赤松 広隆



農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定について（諮問）

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第1項に基づき、同法第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号）の一部改正について、貴審議会の意見を求める。

## 諮問理由

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号）について、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）における農薬用途に関連する物質の追加等に伴う所要の改正を行うため、同法第16条第1項に基づいて農業資材審議会の意見を求めるものである。

## 農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案について

### 改正の趣旨

- 1 昨年5月、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、新たに9種類の化学物質が指定された。
- 2 これを受け、同条約の農薬に関する国内担保法令である農薬取締法（昭和23年法律第82号）第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号）において、農薬用途に関連する5物質を追加することとする。
- 3 また、ケルセン（ジコホール）については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）において、製造・使用制限等の規制がかかる第一種特定化学物質<sup>(\*)</sup>に指定されたところ。当該物質は農薬用途にも用いられるため、この物質についても併せて追加することとする。

(\*)第一種特定化学物質とは、難分解性、高蓄積性及び人等への長期毒性を有する化学物質であり、製造、使用、輸入等が規制されている。

### 主な省令の改正内容

追加物質	用 途	登録実績	改正内容	備 考
クロルデコン	農薬	—	新たに禁止	
$\alpha$ -1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン	リンデンの副生成物	—	新たに禁止	
$\beta$ -1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン	リンデンの副生成物	—	新たに禁止	POPs物質（平成21年5月指定） 化審法 第一種特定化学物質に追加予定
$\gamma$ -1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン*（リンデン*）	農薬	昭和49年登録失効	現行「1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマBHC*）」の名称変更	
ペンタクロロベンゼン	農薬、農薬製造時の副生成物	—	新たに禁止	
ケルセン（ジコホール）	農薬	平成16年登録失効	新たに禁止	化審法 第一種特定化学物質

\* は同一物質

○ 農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
		農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。
一 ガンマ一一二三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン（別名リングデン）		一 一二一三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガノマBHC）
二七八（略）		二七八（略）
九 ドデカクロロベンタシクロ「五・三・〇・〇二六・〇三九・〇四八」デカン（別名マイレックス）		九 ドデカクロロベンタシクロ「五・三・〇・〇二一・〇一九・〇四八」デカン（別名マイレックス）
十 <sub>九</sub> 二十一（略）		十 <sub>九</sub> 二十一（略）
二十二 一二二・二一トリクロロ一・一ビス（四一クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホール）		二十二 一二二・二一トリクロロ一・一ビス（四一クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホール）
二十三 ベンタクロロベンゼン		二十三 ベンタクロロベンゼン
二十四 アルファ一一二三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン		二十四 アルファ一一二三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン
二十五 ベータ一一二三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン		二十五 ベータ一一二三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン
二十六 デカクロロベンタシクロ「五・三・〇・〇二六・〇三九・〇四八」デカン一二五—一オ（別名クロルデコン）		二十六 デカクロロベンタシクロ「五・三・〇・〇二六・〇三九・〇四八」デカン一二五—一オ（別名クロルデコン）

## 参照条文

農薬取締法（昭和23年法律第82号）（抄）

（販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等）

**第九条** 販売者は、容器又は包装に第七条（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十二条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2 農林水産大臣は、第六条の三第一項（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第十六条第一項において同じ。）の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第六条の四第一項（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要な範囲内において、農林水産省令をもつて、販売者に対し、農薬につき、第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

（使用の禁止）

**第十二条** 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。  
ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬（第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
- 二 特定農薬

（農業資材審議会）

**第十六条** 農林水産大臣は、第一条の二第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第九条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は第十四条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、農業資材審議会の意見を聞かなければならない。

## 農薬の販売の禁止を定める省令(平成十五年三月五日農林水産省令第十一号)

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第九条第二項の規定に基づき、有機塩素系農薬の販売の禁止を定める省令(平成十四年農林水産省令第六十八号)の全部を改正するこの省令を制定する。

### 農薬の販売の禁止を定める省令

農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。

- 一 一・二・三・四・五・六—ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマBHC)
- 二 一・一・一・一トリクロロ—二・ニービス(四—クロロフェニル)エタン(別名DDT)
- 三 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ—六・七—エポキシ—一・四・四a・五・六・七・八・八a—オクタヒドロ—エンド—一・四—エンド—五・ハージメタノナフタレン(別名エンドリン)
- 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ—六・七—エポキシ—一・四・四a・五・六・七・八・八a—オクタヒドロ—エキソ—一・四—エンド—五・ハージメタノナフタレン(別名ディルドリン)
- 五 一・二・三・一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ—一・四・四a・五・八・八a—ヘキサヒドロ—エキソ—一・四—エンド—五・ハージメタノナフタレン(別名アルドリン)
- 六 一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン(別名クロルデン)
- 七 一・四・五・六・七・八・八—ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン(別名ヘプタクロル)
- 八 ヘキサクロロベンゼン
- 九 ドデカクロロペンタシクロ [五・三・〇・〇<sup>二・五</sup>・〇<sup>三・九</sup>・〇<sup>四・八</sup>] デカン(別名マイレックス)
- 十 ポリクロロ—二・ニ—ジメチル—三—メチリデンビシクロ [二・二・一] ヘプタン(別名トキサフェン)
- 十一 テトラエチルピロホスフェート(別名TEPP)
- 十二 0・0—ジメチル—0—(四—ニトロフェニル)ホスホロチオアート(別名メチルパラチオン)
- 十三 0・0—ジエチル—0—(四—ニトロフェニル)ホスホロチオアート(別名パラチオン)

- 十四 水銀及びその化合物
- 十五 二・四・五—トリクロロフェノキシ酢酸(別名2, 4, 5—T)
- 十六 硫酸鉛
- 十七 水酸化トリクロヘキシルスズ(別名シヘキサチン)
- 十八 N—(—・—・ニ・ニ—テトラクロロエチルチオ)—四—シクロヘキセン  
—ニ—ジカルボキシミド(別名ダイホルタン又はカブタホール)
- 十九 ペンタクロロフェノール(別名PCP)
- 二十 二・四・六—トリクロロフェニル—四'—ニトロフェニルエーテル(別  
名CNP又はクロロニトロフェン)
- 二十一 ペンタクロロニトロベンゼン(別名PCNB又はキントゼン)

#### 附 則

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百四十一  
号)の施行の日(平成十五年三月十日)から施行する。